

改正 平成 27 年 10 月 7 日 原規規発第 1510071 号 原子力規制委員会決定

实用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド(原管 P 発第 1312062 号)の一部を次のように改正する。

平成 27 年 10 月 7 日

原子力規制委員会

实用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイドの一部改正について

实用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイドを別添新旧対照表のように改正する。

附 則

1 . この規程は平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

改正前	改正後
実用発電用原子炉施設における 高経年化対策実施ガイド  平成25年6月19日 平成25年12月6日改正 原子力規制委員会	実用発電用原子炉施設における 高経年化対策実施ガイド  平成25年6月19日 平成25年12月6日改正 <u>平成27年10月7日改正</u> 原子力規制委員会
目次	目次
1.用語の定義 …………… 1	1.用語の定義 …………… 1
2.適用範囲 …………… 2	2.適用範囲 …………… 2
3.1 高経年化技術評価の実施及び見直し …………… 2	3.1 高経年化技術評価の実施及び見直し …………… 2
3.2 長期保守管理方針の策定及び変更 …………… 9	3.2 長期保守管理方針の策定及び変更 …………… 9
3.3 長期保守管理方針の保安規定への反映等 …………… 10	3.3 長期保守管理方針の保安規定への反映等 …………… 10
3.4 長期保守管理方針に基づく保守管理 …………… 11	3.4 長期保守管理方針に基づく保守管理 …………… 11
附則 …………… 12	附則 …………… 12
(参考) 高経年化技術評価書及び長期保守管理方針に 関する …………… 15	(参考) 高経年化技術評価書及び長期保守管理方針に 関する …………… 15

(略)

1.用語の定義

(略)

2.適用範囲

(略)

3.1 高経年化技術評価の実施及び見直し

(略)

~ (略)

(略)

イ) 原子炉等規制法第43条の3の32の規定による運転することができる期間の延長を行う発電用原子炉に係る運転開始後40年を迎える高経年化技術評価及び運転開始後50年を迎える高経年化技術評価においては、それぞれ運転開始後30年を経過する日から10年以内のできるだけ遅い時期及び運転開始後40年を経過する日から10年以内の適切な評価が実施できる時期に監視試験片を取り出し、監視試験を行うこと。また、加圧水型軽水炉について、これら監視試験結果に基づく健全性評価等を行うに当たっては、以下の事項を反映すること。

- ・ 監視試験片の中性子照射量に相当する運転経過年数を算出すること。算出に当たっては当該年数が過大なものとならないよう、将来の設備利用率の値を80パーセント以上かつ将来の運転の計画を踏まえたより大きな値を設定すること。
- ・ 照射脆化の将来予測を伴わない実測データに基づく評価及び照射脆化の将来予測を保守的に行うことができる方法による評価を行うこと。
- ・ 原子炉容器炉心領域内表面から深さ10ミリメートルの部位における破壊靱性値を用いた加圧熱衝撃評価を行うこと。

ロ) JEAC4201-2007 の関連温度移行量の予測を、銅含有量が 0.16%を超える材料に適用するに当たっては、評価期間における  $RT_{NDT}$  調整値が、JEAC4201-2004 の関連温度移行量の予測による  $RT_{NDT}$  調整値を下回る場合、評価に用いる  $RT_{NDT}$  調整値は、JEAC4201-2004 の関連温度移行量の予

(略)

1.用語の定義

(略)

2.適用範囲

(略)

3.1 高経年化技術評価の実施及び見直し

(略)

~ (略)

(略)

原子炉等規制法第43条の3の32の規定による運転することができる期間の延長を行う発電用原子炉に係る運転開始後40年を迎える高経年化技術評価及び運転開始後50年を迎える高経年化技術評価においては、それぞれ運転開始後30年を経過する日から10年以内のできるだけ遅い時期及び運転開始後40年を経過する日から10年以内の適切な評価が実施できる時期に監視試験片を取り出し、監視試験を行うこと。また、加圧水型軽水炉について、これら監視試験結果に基づく健全性評価等を行うに当たっては、以下の事項を反映すること。

- ・ 監視試験片の中性子照射量に相当する運転経過年数を算出すること。算出に当たっては当該年数が過大なものとならないよう、将来の設備利用率の値を80パーセント以上かつ将来の運転の計画を踏まえたより大きな値を設定すること。
- ・ 照射脆化の将来予測を伴わない実測データに基づく評価及び照射脆化の将来予測を保守的に行うことができる方法による評価を行うこと。
- ・ 原子炉容器炉心領域内表面から深さ10ミリメートルの部位における破壊靱性値を用いた加圧熱衝撃評価を行うこと。

(削る)

測により得られる RT<sub>NDT</sub> 調整値とすること。

~ (略)

3.2 長期保守管理方針の策定及び変更

(略)

3.3 長期保守管理方針の保安規定への反映等

(略)

3.4 長期保守管理方針に基づく保守管理

(略)

附 則(平成25年6月19日)

(略)

附 則(平成25年12月6日)

(略)

様式 (略)

(参考)

高経年化技術評価書及び長期保守管理方針に関する国の審査等

— 発電用原子炉設置者から国への保安規定認可又は変更認可の申請により提出された高経年化技術評価書及び長期保守管理方針については、独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「JNES」という。)は、その内容の技術的妥当性について確認を行い、国はこの結果を踏まえ、総合的な審査を行う。

— 高経年化技術評価書及び長期保守管理方針に関する国及びJNESの審査等については、別途定める「实用発電用原子炉施設における高経年化対策審査ガイド」、「实用発電用原子炉施設における高経年化対策技術資料集」等を用いて実施することとし、必要に応じて保安検査等を実施する。

~ (略)

3.2 長期保守管理方針の策定及び変更

(略)

3.3 長期保守管理方針の保安規定への反映等

(略)

3.4 長期保守管理方針に基づく保守管理

(略)

附 則(平成25年6月19日)

(略)

附 則(平成25年12月6日)

(略)

附 則(平成27年10月7日)

1) この規程は平成28年1月1日から施行する。

様式 (略)

(参考)

高経年化技術評価書及び長期保守管理方針に関する審査等

(削る)

— 高経年化技術評価書及び長期保守管理方針に関する審査等については、別途定める「实用発電用原子炉施設における高経年化対策審査ガイド」、「实用発電用原子炉施設における高経年化対策技術資料集」等を用いて実施することとし、必要に応じて保安検査等を実施する。

— 国及びJNESは、機器・構造物のうち、重要度分類指針クラス1、2の機能を有するもの、重要度分類指針クラス3の機能を有するものであって高温・高圧の環境下にある機器及び重要度分類指針クラス3の機能を有するものであって高温・高圧の環境下にある機器以外のものについて長期保守管理方針が策定されたもの(実用炉規則別表第二において規定される浸水防護施設に属する機器及び構造物を含む。)並びに設置許可基準規則第43条第2項に規定される常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物について、発電用原子炉設置者の高経年化技術評価の実施体制、実施方法及び実施結果並びに長期保守管理方針が適切であることを確認する。

— 国及びJNESは、上記 以外の機器・構造物について、発電用原子炉設置者の高経年化技術評価の実施体制が適切であることを確認する。

— 発電用原子炉設置者が実施する長期保守管理方針に基づく追加的な保全策については、国又はJNESは、その安全上の重要度等に応じ、定期検査、定期安全管理審査、保安検査等により、その実施状況を確認する。

— 機器・構造物のうち、重要度分類指針クラス1、2の機能を有するもの、重要度分類指針クラス3の機能を有するものであって高温・高圧の環境下にある機器及び重要度分類指針クラス3の機能を有するものであって高温・高圧の環境下にある機器以外のものについて長期保守管理方針が策定されたもの(実用炉規則別表第二において規定される浸水防護施設に属する機器及び構造物を含む。)並びに設置許可基準規則第43条第2項に規定される常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物について、発電用原子炉設置者の高経年化技術評価の実施体制、実施方法及び実施結果並びに長期保守管理方針が適切であることを確認する。

— 上記 以外の機器・構造物について、発電用原子炉設置者の高経年化技術評価の実施体制が適切であることを確認する。

— 発電用原子炉設置者が実施する長期保守管理方針に基づく追加的な保全策については、その安全上の重要度等に応じ、定期検査、定期安全管理審査、保安検査等により、その実施状況を確認する。